

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第八十三号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「禁錮以上の刑に処せられたこと」を「拘禁刑以上の刑に処せられたこと（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の建築士法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。